

令和4年度自家用電気工作物にかかる立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

近畿支部管内の自家用電気工作物に対して電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 検査の目的

電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状況を確認することにより、事業用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握するとともに、事故再発防止策の確認及び事故の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 対象となる立入検査場所の選定理由および件数

(a) 電気関係報告規則第3条の規定に該当する事故が発生した事業用電気工作物

＜4件＞

(b) 電気事業はもとより、交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物で、当該電気工作物における事故の発生が社会的混乱を生じ又はおそれがある場合において、出力の規模、設置地域の状況等を勘案して、社会的影響が大きく、保安上立入検査の実施が必要と認められるもの

＜3件＞

(c) 保安規程に基づく事業用電気工作物の工事、維持及び運用が適切に行われていないおそれのあるもの又は主任技術者が事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行っていないおそれのあるもの等、保安の確保が適切でないおそれのある事業用電気工作物で保安上立入検査の実施が必要と認められるもの

＜6件＞

(d) 電気保安の実態を把握するために、立入検査の実施が必要と認められるもの

＜8件＞

3. 立入検査実施内容

(1) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況

- (2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
- (3) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
- (4) 電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
- (5) 事故の再発防止対策及び未然防止対策の実施状況

4. 立入検査結果（指摘・指示事項）

- (1) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況
 - 機械器具の鉄台および外箱の接地工事不完全または未施工
 - 低圧屋内配線器具の施設方法が不適切
 - 電路の絶縁抵抗値が基準を満足しない
 - 低圧屋内配線の施設場所に適合しない工事方法により施設
 - 低圧接触電線の施設方法が不適切
- (2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
 - 保安規程等を変更していない
 - 保安規程で定められた点検頻度を守っていない
 - 巡視・点検記録が不適切
 - 点検の全部または一部を行っていない
 - 保安教育を適切かつ計画的に実施していない
 - 防災訓練を適切かつ計画的に実施していない
 - 運転または操作基準を定めていない
 - 災害（電気事故含む）発生時の防災体制が整備されていない
 - 関係図面が整備されていない
- (3) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
 - 主任技術者を選任していない